

# 名家連ニュース

令和3年5月27日(木)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 堀田 明  
TEL/FAX(052)846-5576 NO.805号

## 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等を踏まえた障害年金診断書の取扱いについて (令和3年5月10日)

- ▶ 障害年金を受給されている方は、提出期限までに、障害年金診断書を日本年金機構に提出していただく必要があり、期限までに提出されない場合は、通常は、障害年金の支払いが一時差止めとなります。
- ▶ 障害年金診断書の作成可能期間は3か月間とされていますが、緊急事態宣言(期間:令和3年1月8日～同年3月21日、令和3年4月25日～同年5月31日)やまん延防止等重点措置(期間:令和3年4月5日～同年5月31日)の対象地域に居住する方や、圏域をまたいで対象地域の医療機関を受診する方が、医療機関を受診できず、通常の手続きを円滑に行うことができない場合も想定されます。
- ▶ このため、以下のとおり、障害年金診断書の提出についての特例措置を講じます。
  - ① 提出期限が令和3年2月末日である方  
令和3年7月末日までに障害年金診断書が提出された場合は、障害年金の支払いの一時差し止めは行いません。
  - ② 提出期限が令和3年3月末日、4月末日、5月末日、6月末日又は7月末日である方  
令和3年8月末日までに障害年金診断書が提出された場合は、障害年金の支払いの一時差し止めは行いません。

お問い合わせは、お近くの年金事務所や年金相談センターまでお願いいたします。

【年金事務所や年金相談センターの所在地】

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>



◎ 現在、北海道、東京都、大阪府、京都府、愛知県、兵庫県、沖縄県など10都道府県に緊急事態宣言、8県にまん延防止等重点措置を発令(期間:4月25日～5月11日、沖縄県は6月20日まで)されています。

◎ 新型株の猛威、インド株の今後の動向など、多くの専門家・医療現場からは、緊急事態宣言期間の延長を求める声が高まっています。第4波の感染拡大の状況と共に、障害年金の取り扱い等についても注視していきましょう。

情報提供:名家連事務局/堀場洋二